

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 12

許認可等の内容		死体保存の許可
根拠法令及び条項		死体解剖保存法第19条第1項
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>死体保存の目的は、前2条との比較から「医学の教育又は研究のため」に限定される。</p> <p>又保存しようとする者についても、前2条との比較から、死体保存につき学識を有する者であること。</p> <p>法第20条により、死体の取扱に当たっては、特に礼意を失することがないように注意が必要である。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 6日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成29年 4月 1日設定 ( 年 月 日最終変更)